



JPFA

Japan Powerchair Football Association

平成23年11月23日制定

JPFA 日本電動車椅子サッカー協会 競技および競技会における懲罰基準

1. 警告〔イエローカード〕

- 1-1. 以下（1）ないし（7）のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつJPFA（日本電動車椅子サッカー協会）裁定委員会は以下①から③のとおり懲罰を科することができる。

ただし、警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会のみ適用されるものとする。

- （1）反スポーツ的行為
- （2）言葉または行動による異議
- （3）繰り返し競技規則に違反する
- （4）プレーの再開を遅らせる
- （5）コーナーキック、キックイン、フリーキック、ゴールキック、またはセットボールでプレーが再開されるときに規定の距離を守らない
- （6）主審の承認を得ず、フィールドに入る、または復帰する
- （7）主審の承認を得ず、意図的にフィールドから離れる

- ① （1）～（7）の行為を繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。事由は同一でなくともよい）：同一競技会において1試合の出場停止。
- ② 同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：同一競技会において2試合の出場停止。
- ③ 同一競技会において、上記②の処分に該当する行為を重ねもしくは退場を命じられた場合：その競技会の出場停止。

2. 退場〔レッドカード〕

- 2-1. 以下（1）ないし（8）のいずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつJPFA裁定委員会は以下①から②のとおり懲罰を科することができる。

- (1) 著しく不正なファウルプレー
- (2) 乱暴な行為
- (3) 相手競技者またはその他の者につばを吐く
- (4) 意図的に手でボールを扱い、相手チームの得点または決定的な得点の機会を阻止する
- (5) フリーキックまたはペナルティーキックとなる反則で、ゴールに向かっている相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する
- (6) ゴールラインを完全に横切ることによって、相手チームの得点を阻止する（ゴールキーパーを除く）
- (7) 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする
- (8) 同じ試合の中で二つ目の警告を受ける

- ① 1 回目の場合：同一競技会において 1 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合（事由は同一でなくともよい）：その競技会の出場停止。

- 2-2. 同一試合中に 2 度の警告を受け、警告累積による退場を命ぜられた場合（事由は同一でなくともよい）には、J P F A 裁定委員会は以下のとおり懲罰を科すことができる。

ただし、同一試合で 2 回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、退場 1 回とし、その 2 回の警告は累積に加算しない。（退場 1 回は累積対象となる）

- ① 1 回目の場合：同一競技会において 1 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合（事由は同一でなくともよい）：その競技会の出場停止。

- 2-3. 同一競技会において警告を受け、併せて即時退場を命ぜられた場合（事由は同一でなくともよい）には、J P F A 裁定委員会は以下のとおり懲罰を科すことができる。ただし、警告、退場を命じられた順序は問わない。

- ① 1 回目の場合：同一競技会において 2 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合（警告・退場は問わない、事由は同一でなくともよい）：その競技会の出場停止。

3. その他の違反行為

以下のいずれかに該当する場合には、J P F A 裁定委員会は各項①以下に定める懲罰を科することができる。

- 3-1. 他の選手、監督、コーチ、役員、介助者その他競技に立ち会っている関係者（以下、「選手等」という）に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為。

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：処分決定から最低 4 試合の出場停止。

- 3-2. 選手等に対する著しい又は執拗な暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）。

- ① 1 回目の場合：最低 6 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：処分決定から最低 12 か月の出場停止。

- 3-3. 主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為。

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：処分決定から最低 4 試合の出場停止。

- 3-4. 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為。

- ① 1 回目の場合：最低 4 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：処分決定から最低 8 試合の出場停止。

- 3-5. 主審および副審に対する暴行・脅迫。

- ① 1 回目の場合：処分決定から最低 12 か月の出場停止。
- ② 繰り返した場合：無期限の出場停止。

- 3-6. 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合には、J P F A 裁定委員会は①以下に定めるところにより懲罰を科することができる。

- （1）チームまたは選手等が試合継続を拒否し、または試合を放棄する場合
- （2）試合中または試合終了後の、競技場内における騒乱（競技場内乱入、不要物等の投入、その他の事件等）。
- （3）チームによる著しい違反行為（不正出場含む）。

[チームに対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 賞の返還
- ④ 試合結果の無効
- ⑤ 得点または勝ち点の減点または無効
- ⑥ 得点を3対0として試合を負け試合として没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
- ⑦ 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
- ⑧ 除名

[選手等に対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 賞の没収・返還（過去に遡ることができる）
- ④ 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
- ⑤ 公的職務の一時的、無期限または永久的な停止・禁止・解任
- ⑥ 除名

[競技会開催の責任を負う加盟団体に対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 一定期間、無期限または永久的な競技会開催の全部または一部禁止

● 3-7. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）。

- ① 出場させた者：処分決定日から1ヶ月間の出場停止
- ② 出場した選手（J P F Aの登録選手の場合のみ）：処分決定日から12ヶ月間の出場停止
- ③ チーム：得点を3対0として負け試合扱いとする（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）。なお、不正出場した大会の得点並びに勝ち点等を無効処分とすることができる。

● 3-8. チームによる違反行為。

- ① 1試合において同一チームの3名以上の選手等が、警告または退場（また

- は退席)処分となった場合、当該チームに対して罰金が科されることがある。
- ② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄り、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、あるいは、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科されることがある。
 - ③ 前2項についての罰金は金5万円とする。

競技会の期間中に受けた警告及び退場の累積数は、その競技会終了後にリセットされ、他の競技会に影響しない。

ただし、大会期間中にあっては懲罰処分を消化しても累積数はリセットされない。

警告及び退場の累積による懲罰処分は、試合終了後直ちに当該選手等の所属するチームの監督に通知されなければならない。

懲罰処分について本基準によりがたい場合は、J P F A 理事会において審議し決定することができる。

その他の違反行為による懲罰処分は、J P F A が主催する競技会の試合において、その処分を消化するものとする。

また、懲罰処分が4試合以上の出場停止及び期間による出場停止に該当する場合は、本人に弁明の機会を与えることができる。

特定の試合や試合中に起こった事象についてのJ P F A 裁定委員会による懲罰処分に対し、不服のある場合は供託金(1万円)を添え以下の手順により理由を明確にして書面(様式1)で抗議することができる。ただし、審判の判定は抗議されない。

供託金は、抗議の内容がJ P F A 裁定委員会により許諾されない場合は返金されない。

期間を過ぎた抗議は無効とする。

1. 懲罰基準1-1から2-3については、試合終了後通知を受けてから30分以内に当該チームの監督(監督が不在の場合はコーチ)が抗議することができる。
2. それ以外の処分については、処分決定通知を受け取ってから24時間以内に当該チームの所属するブロック長(もしくは事前にJPFA理事会へ事前に通知された代理人)を通じ抗議することができる。

警告及び退場の累積にかかる懲罰処分早見表

懲罰処分	イエローカード累積数	レッドカード累積数
1 試合の出場停止	2 枚	
		1 枚（累積退場）※5
		1 枚
2 試合の出場停止	3 枚	
	1 枚	1 枚（累積退場）※5
	1 枚	1 枚
大会の出場停止	4 枚	
	2 枚	1 枚（累積退場）※5
	2 枚	1 枚
	3 枚	1 枚
		1 枚（累積退場）※5 + 1 枚
		2 枚

※1. 警告及び退場による懲罰処分は、イエローカード累積数とレッドカード累積数の総計に応じて決定される。（事由は同一でなくて良い）

※2. 警告及び退場によるイエローカード及びレッドカードの累積数は大会終了後にリセットされるが、大会期間中にあっては懲罰処分を消化しても累積数はリセットされない。

※3. 警告及び退場の累積による公式試合の出場停止処分は、懲罰処分の事由が発生した次の試合以降に順次消化していくものとする。

※4. 警告及び退場の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会のみ適用されるものとし、他大会には影響しない。

※5. 累積退場とは、同一試合中に2度の警告を受け警告累積により退場となった場合をいう。（同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、警告2回を取り消し退場1回とする）

※6. 出場停止処分を受けた者は、懲罰処分を消化するまでコートのほか、ベンチ、控え室等の区域（J P F AによりIDカード等で立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできない。

J P F A 日本電動車椅子サッカー協会 懲罰基準の運用にかかる細則

〔6ヶ月以上の懲罰を科す場合の運用について〕

第1条 J P F A（日本電動車椅子サッカー協会）裁定委員会は、J P F Aの懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。「6ヶ月以上の出場停止処分」、「罰金」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」または「除名」については、ブロック協会に決定権はないものとしJ P F Aが決定するものとする。

2 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

〔警告の累積による出場停止試合数〕

第2条 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、退場1回とし、その2回の警告は累積に加算しない。

① 警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

2 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。

3 警告及び退場の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会のみ適用されるものとし、他大会に影響しない。

〔出場停止処分の適用範囲〕

第3条 選手、監督、コーチ、役員、介助者その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、コートのほか、ベンチ、控え室等の区域（IDカード等により立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。

2 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。

〔その他の違反行為による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

第4条 その他の違反行為による公式試合の出場停止処分を受けた選手等は、出場停止処分を受けたチームが出場する直近の、J P F Aが主催する競技会の試合において、その処分を消化するものとする。

ただし、処分が複数の試合にまたがる場合は、順次その次の試合において消化する。

〔複数のチームで競技会に出場する場合のその他の違反行為による公式試合の出場停止処分の消化〕

第5条 選手等が、その他の違反行為による公式試合の出場停止処分を受けたチームでその処분을消化し切れないうまま、処分を受けたチーム以外のチームにおいて試合に出場しようとする場合には、未消化分の試合数については引続き出場停止の効力が残存するものとする。

〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

第6条 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。

2 試合が一方または両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合または没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分の効力については次のとおりとする。

① 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。

② 再試合を実施しない場合および没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処분을有効とする。

3 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合または没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合または没収試合となったことにつき責に帰すべきチームおよび選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

〔競技会終了時に未消化となった懲罰の管理〕

第8条 競技会で消化しきれなかった懲罰について、次の競技会のJ P F A 裁定委員会に引き継がれ実施、管理する。

附則：この細則は、平成23年11月23日から施行する。

〔別紙様式 1〕

抗 議 提 出 書

供託金を添え、以下の案件について抗議いたします。

大会名等			
チーム名		抗議提出者	⑤
日時		コート等	
抗議案件			
詳細・理由			
抗議受理者	役職	氏名	
受理日時	(競技終了後 分)		
供託金受領額			

抗議を提出される方は太枠の中をご記入ください。

〔別紙様式 2〕

懲罰処分（抗議）裁定書

1. 大会名等
2. 日時・場所・コート等
3. 抗議案件に関わった者の氏名・所属等
4. 審判報告（主審により報告された内容）
5. 案件の客観的事実とそれを確認した者（コート責任者）
6. 関係者への事情聴取の結果
7. 処分案
8. 処分当事者の弁明の機会の有無
9. その他特記事項

※ 4試合以上の出場停止及び期間による出場停止を課す方針となった場合には、J P F A 理事会が最終決定を行う。

〔別紙様式 2〕

懲罰処分（抗議）裁定書（記載例）

1. 大会名等
<ul style="list-style-type: none"> ・日本選手権第2回戦（出場16チーム） ・〇〇チーム 対 〇〇チーム
2. 日時・場所・コート等
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年〇月〇日 ・〇〇メインアリーナ ・13:00キックオフ 前半15分
3. 抗議案件に関わった者の氏名・所属等
<ul style="list-style-type: none"> ・主審：氏名 ・副審：氏名 ・副審：氏名 ・第4審：氏名 ・A選手（チーム名） ・F選手（チーム名） ・コート責任者等氏名
4. 審判報告（主審により報告された内容）
<ul style="list-style-type: none"> ・当該案件にかかる主審から報告された概要 ・主審は、警告や退場があった場合、J P F A裁定委員会に報告しなければならない。 ・主審の自署があることが望ましい
5. 案件の客観的事実とそれを確認した者（コート責任者）
<ul style="list-style-type: none"> ・詳細かつ客観的な事実（選手や役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記することが望ましい） ・案件の背景があれば記載する ・確認者はコート責任者として配置された裁定委員とする
6. 関係者への事情聴取の結果
<ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取を実施した日付、担当者名等 ・客観的な事実でない場合（主審はそう聞いた、副審にはそう見えた）や、それぞれの意見が分かれる場合は、その発言者名を明記し個別に記載する ・「覚えていない」というような場合でも、その旨を記載する
7. 処分案
<ul style="list-style-type: none"> ・4試合以上の出場停止及び期間による出場停止を課す方針となった場合には、即刻J P F A理事会に報告する ・その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する
8. 被処分者への弁明の機会の提供の有無及び内容
<ul style="list-style-type: none"> ・4試合以上の処分を課す場合は、被処分者に弁明の機会を与える ・弁明は、口頭若しくは文書で受け付ける
9. その他特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

※ 4試合以上の出場停止及び期間による出場停止を課す方針となった場合には、J P F A理事会が最終決定を行う。